

徳島県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和四年三月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三好市	西久保	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	西久保	同	
	ヨンダ	同	
	西岡	同	
東みよし町	赤ハデ谷	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。）